

令和 6 年第 4 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））	3別冊
承認第13号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））	5別冊
議案第61号	令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第62号	令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第64号	令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第65号	令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第66号	令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第67号	令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第68号	対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例	7
議案第69号	対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例	9
議案第70号	対馬市体育施設条例の一部を改正する条例	11
議案第71号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例	13
議案第72号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	15
議案第73号	対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について	17
議案第74号	対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について	19
議案第75号	体験であい塾匠の指定管理者の指定について	21
議案第76号	工事請負契約の締結について	23
議案第77号	工事請負契約の締結について	27
議案第78号	財産の取得について	33

承認第 1 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）

承認第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 6 8 号

対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

対馬市一般職員特殊勤務手当条例（平成 1 6 年対馬市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 8 条とし、第 1 1 条を第 9 条とする。

第 1 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、救急救命士の資格を有する職員については、出動 1 回につき 5 0 0 円とする。

第 1 2 条を第 1 0 条とし、第 1 3 条から第 1 5 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚 喜

議案第 6 9 号

対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例

対馬市立学校教育施設条例（平成 1 6 年対馬市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 小学校の表対馬市立豆酩小学校の項を削る。

別表第 1 の 2 中学校の表対馬市立豆酩中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚 喜

議案第 7 0 号

対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

対馬市体育施設条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 対馬市佐須ふれあい体育館の項及び対馬市佐須体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 1 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「別表第 2」の次に「及び別表第 3」を加える。

別表第 2 あそうベイパークの部多目的広場の項を削る。

別表第 3 中「鮎もどし自然公園（駐車場）」の次に「、あそうベイパーク」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 2 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年対馬市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第 1 0 条 市は、国が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 1 5 条第 1 項に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年対馬市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(対馬市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第 3 条 対馬市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年対馬市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号。以下「改正法」という。）の施行の日
- (2) 第 2 条及び第 3 条の規定 改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚 喜

議案第 7 3 号

対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について

対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
対馬市観光情報館ふれあい処つしま	対馬市厳原町今屋敷 6 7 2 番地 1	一般社団法人 対馬観光物産協会 会長 佐伯達也	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 7 4 号

対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について

対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
対馬市仁田ダム運動公園	対馬市上 県町飼所 仁田ダム 運動公園 内	対馬ゴルフ倶楽部 理事長 中原康博	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 7 5 号

体験であい塾匠の指定管理者の指定について

体験であい塾匠の指定管理者を下記のとおり指定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に
基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
体験であい塾匠	対馬市厳 原町下原 8 2 番地 1 2	「匠」運営協議会 会長 桐谷隆儀	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 7 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

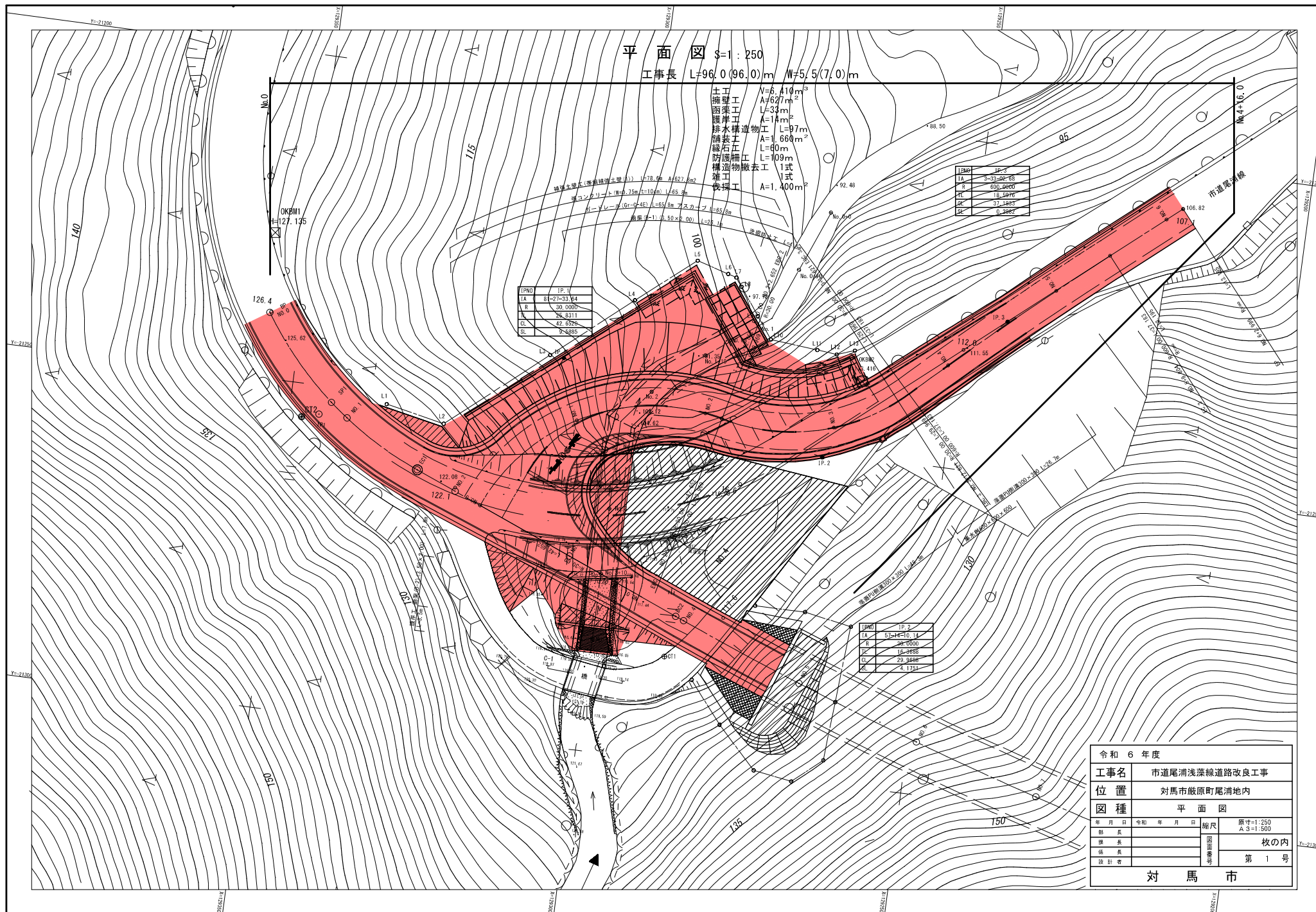
対馬市長 比田勝 尚喜

記

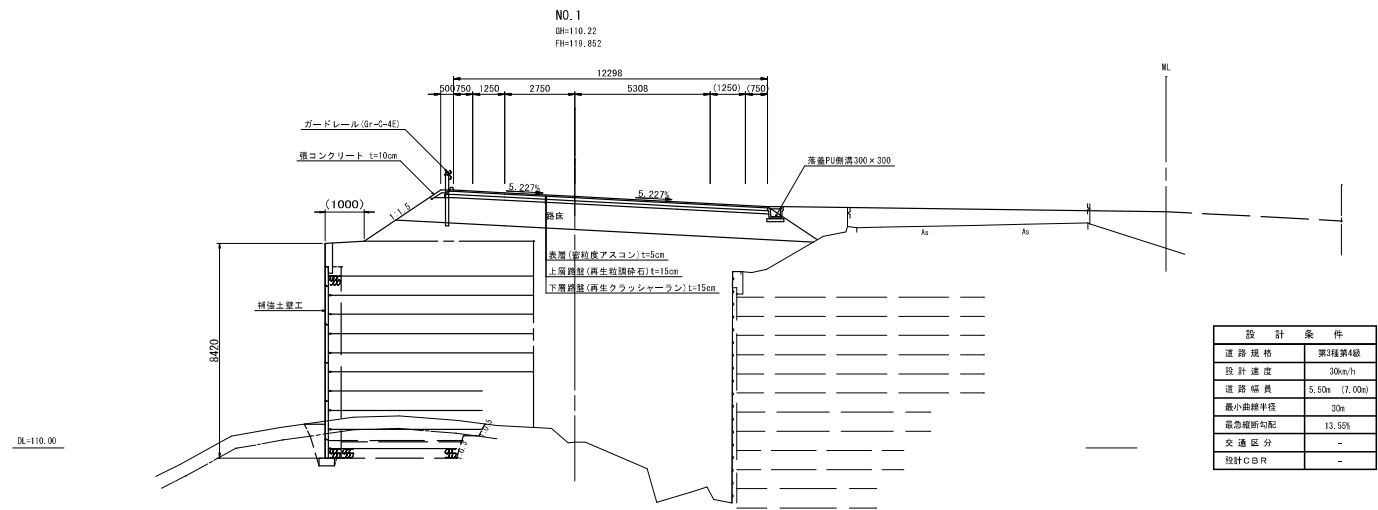
契約の目的	市道尾浦浅藻線道路改良工事
契約の方法	一般競争入札
契約の金額	一金 2 3 6 , 8 8 0 , 0 5 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市上県町檜滝 1 0 5 0 番地 氏名 株式会社 小宮建設 代表取締役 小宮 量浩

議 案 第 7 6 号 工事請負契約の締結について

工 事 名	市道尾浦浅藻線道路改良工事
契約予定額	一 金 2 3 6 , 8 8 0 , 0 5 0 円 也
施 工 業 者	長崎県対馬市上県町檜滝1050番地 株式会社 小宮建設 代表取締役 小宮 量浩
工 事 場 所	長崎県対馬市厳原町 尾浦 地内
工 事 概 要	○ 道路改良工事 L=96.0(96.0)m W=5.5(7.0)m 土工 V=6,410m³、擁壁工 A=627m²、函渠工 L=33m、護岸工 A=14m²、 排水構造物工 L=97m、舗装工 A=1,660m²、縁石工 L=60m、 防護柵工 L=109m、構造物撤去工 1式、雑工 1式
	平面図・標準断面図等については、別添図面のとおり



標準横断面図 S=1:100



設 計 条 件	
道 路 規 格	第3種第4級
設 計 速 度	30km/h
道 路 幅 員	5.50m (7.00m)
最 小 曲 線 半 徑	30m
最 急 横 断 勾 配	13.55%
交 通 区 分	-
設 計 C B R	-

令和 6 年度				
工事名		市道尾浦浅藻線道路改良工事		
位 置		対馬市厳原町尾浦地内		
図 種		標準横断面図		
年 月 日	令和 年 月 日	縮尺	原寸=1:100 A3=1:200	
部 長		図面番号	枚の内 第 3 号	
課 長				
係 長				
設 計 者				
対 馬 市				

議案第 7 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

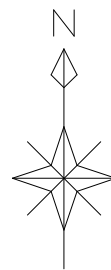
記

契約の目的	雞知団地新築工事（建築主体）
契約の方法	一般競争入札
契約の金額	一金 6 3 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市峰町吉田 1 8 6 番地 1 氏名 株式会社 中原建設 代表取締役 中原 康博

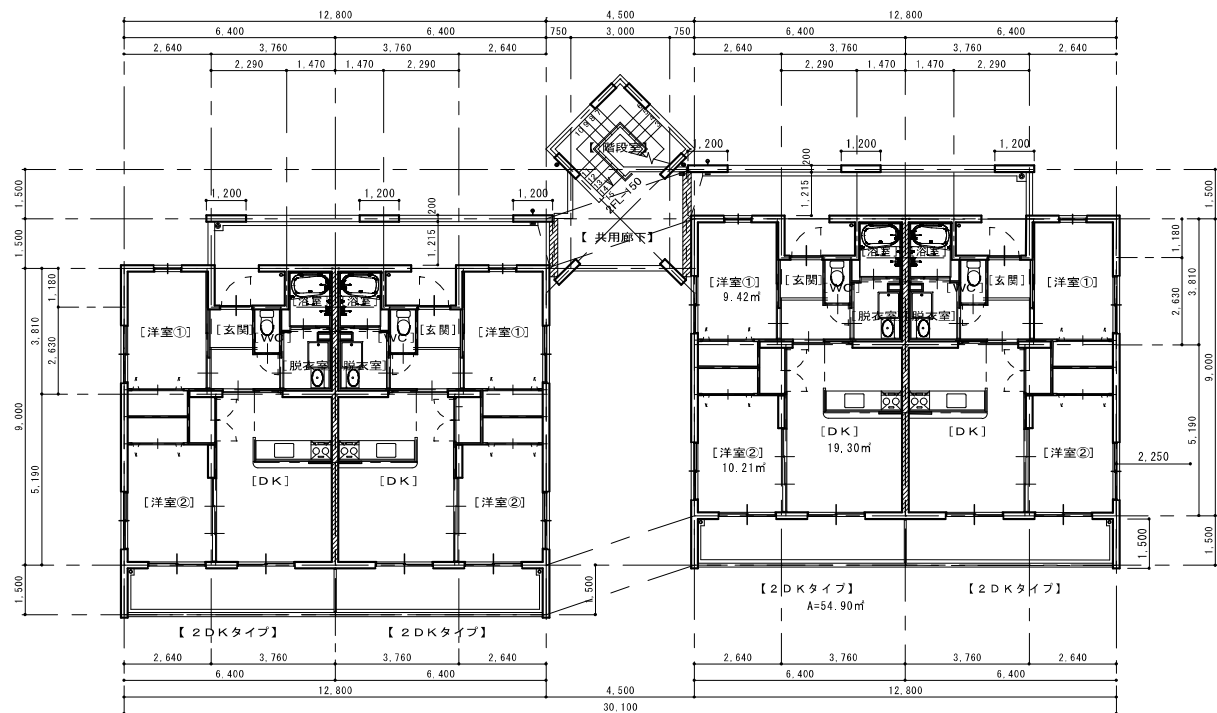
 ※議会提出参考資料※

議案第77号 工事請負契約の締結について

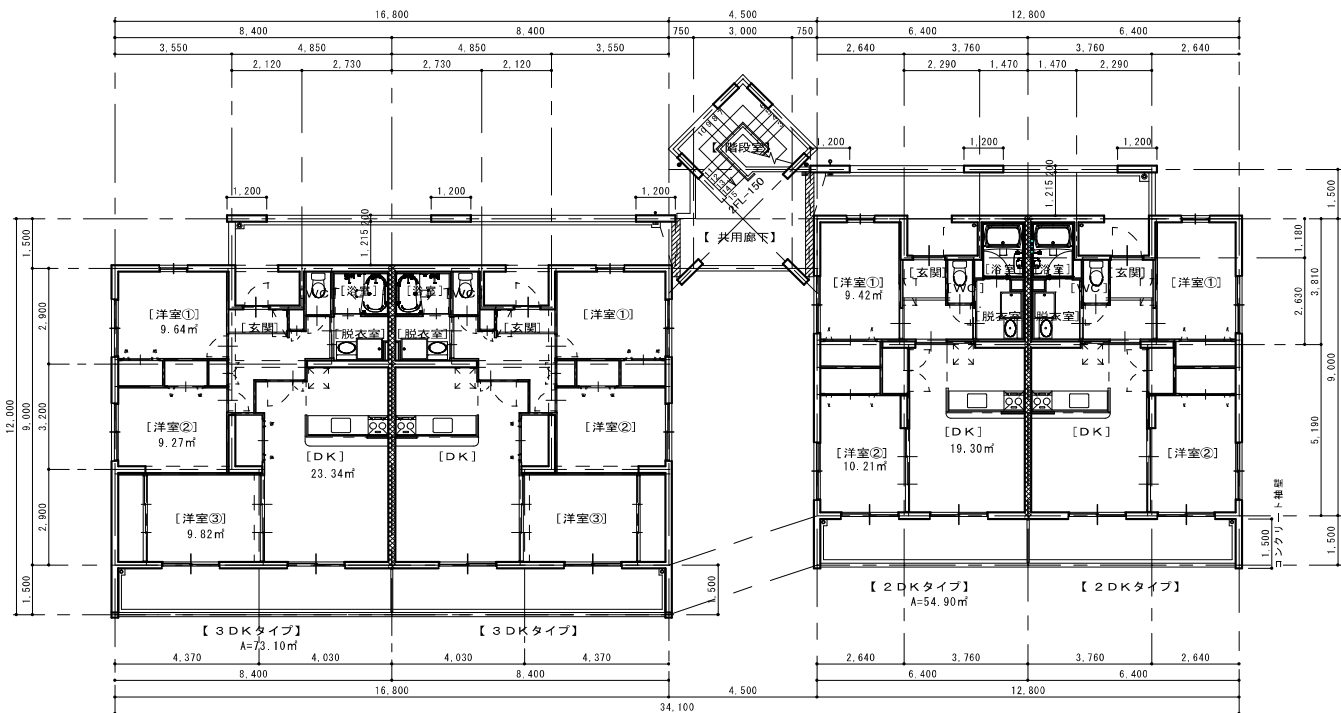
工 事 名	雞知団地新築工事(建築主体)
契約予定額	一金638, 000, 000円
施 工 業 者	長崎県対馬市峰町吉田186番地1 株式会社 中原建設 代表取締役 中原 康博
工 事 場 所	長崎県対馬市美津島町 雞知 地内
工 事 概 要	鉄筋コンクリート造2階建て 2棟 A棟 建築面積 A=302.25㎡ 延床面積 A=493.66㎡ (2DK×8戸) B棟 建築面積 A=345.79㎡ 延床面積 A=565.66㎡ (2DK×4戸、3DK×4戸)
	工事内容は、別添資料のとおり。



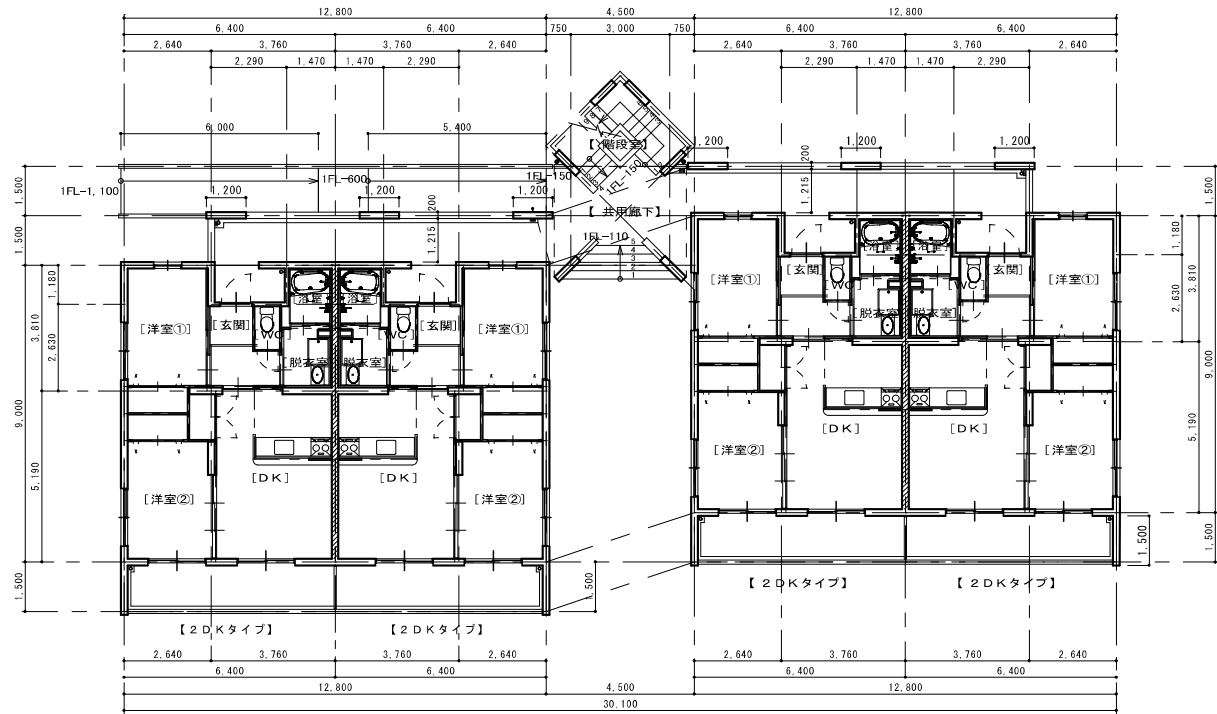
	工事名称	DATE 2023.11	図面名称	縮尺	NUMBER	D
	難知団地新築工事		附近見取図・全体配置図			01



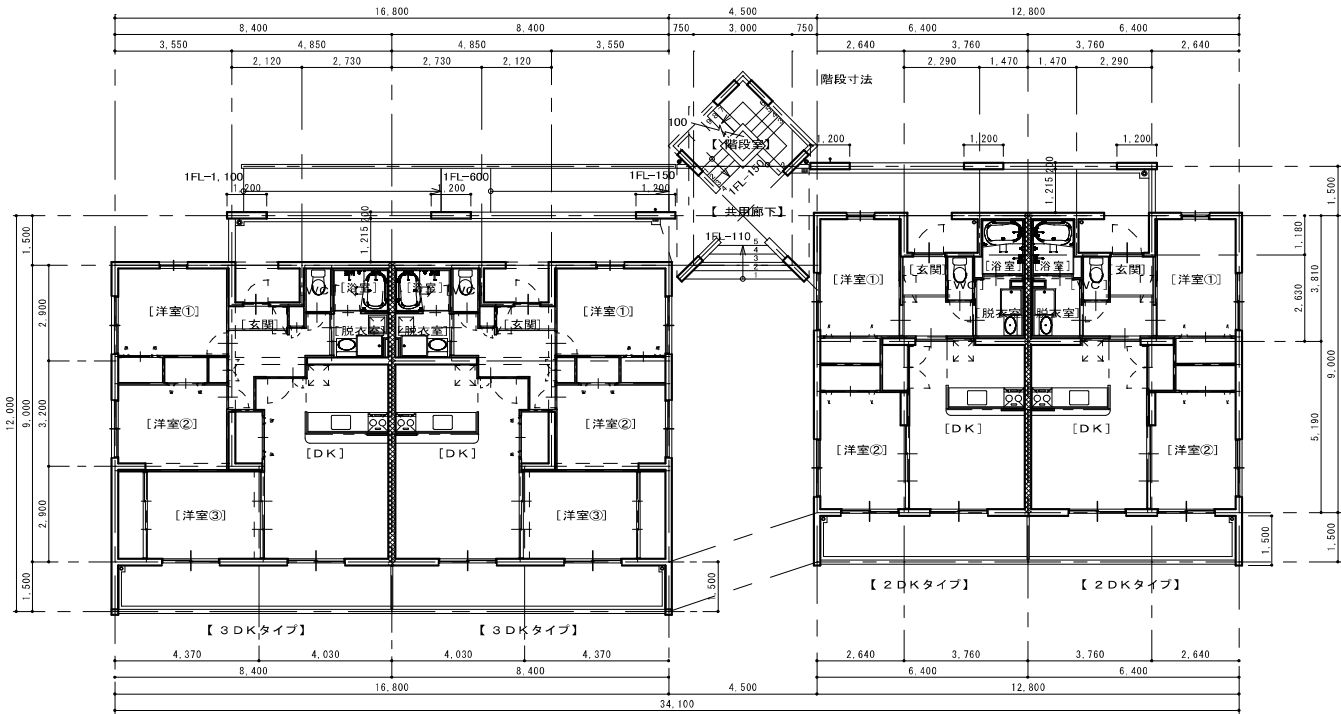
A棟2階平面図 S=1:100



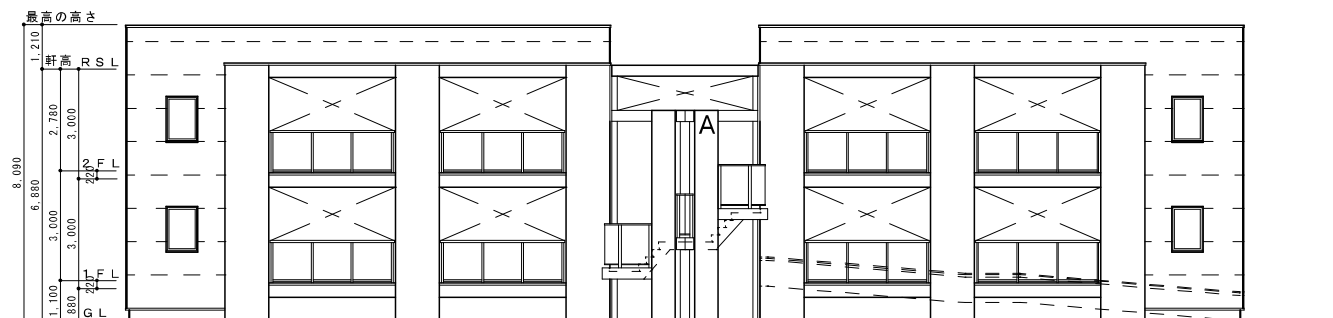
B棟2階平面図 S=1:100



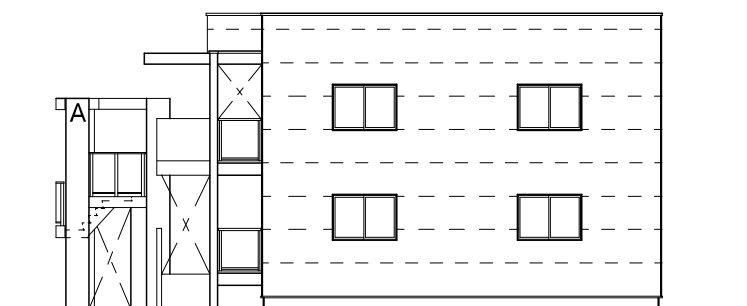
A棟1階平面図 S=1:100



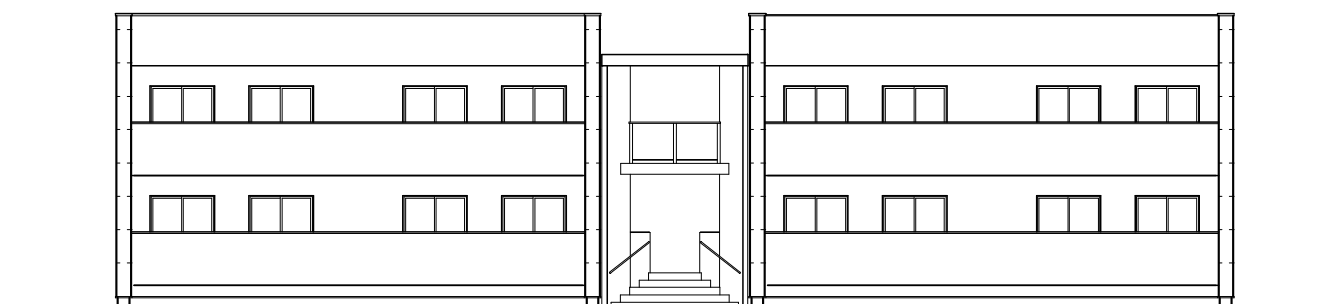
B棟1階平面図 S=1:100



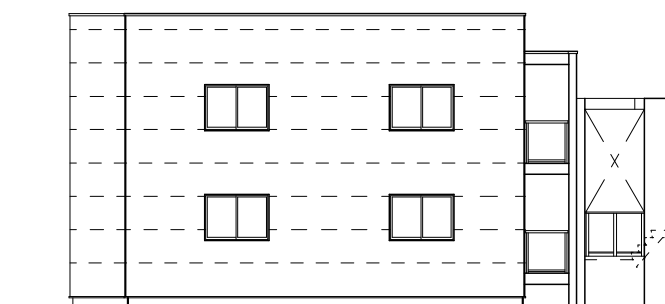
北側立面圖 S=1:100



西側立面図 S=1:100

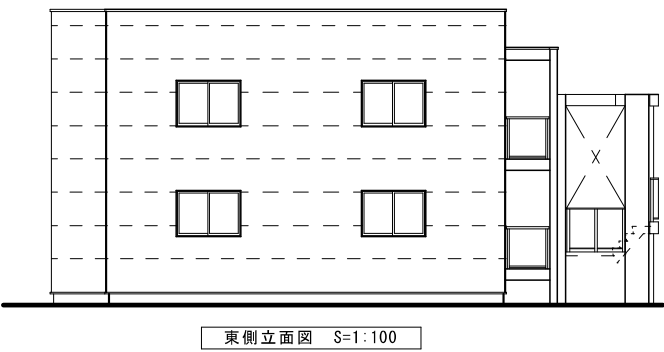
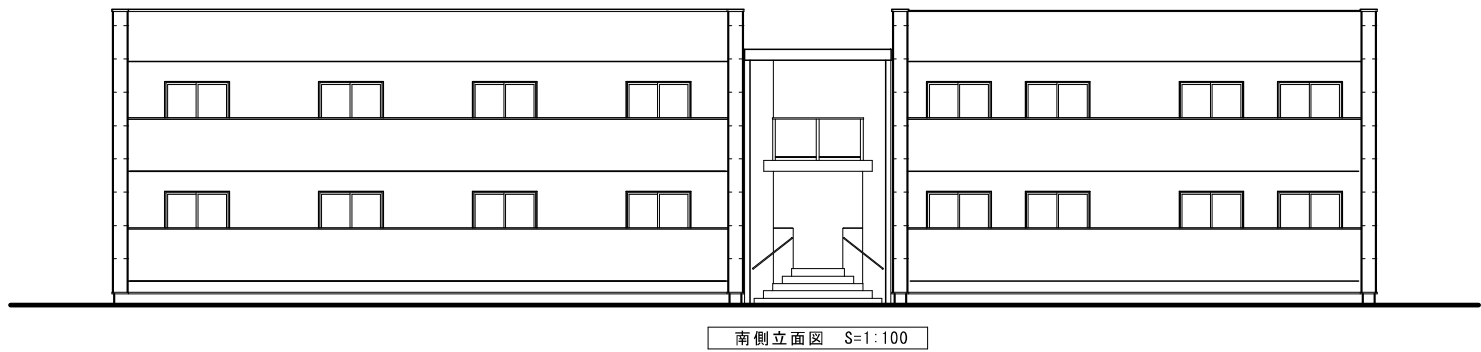
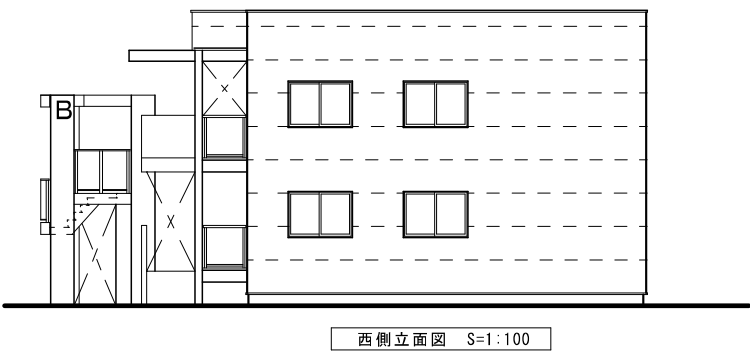
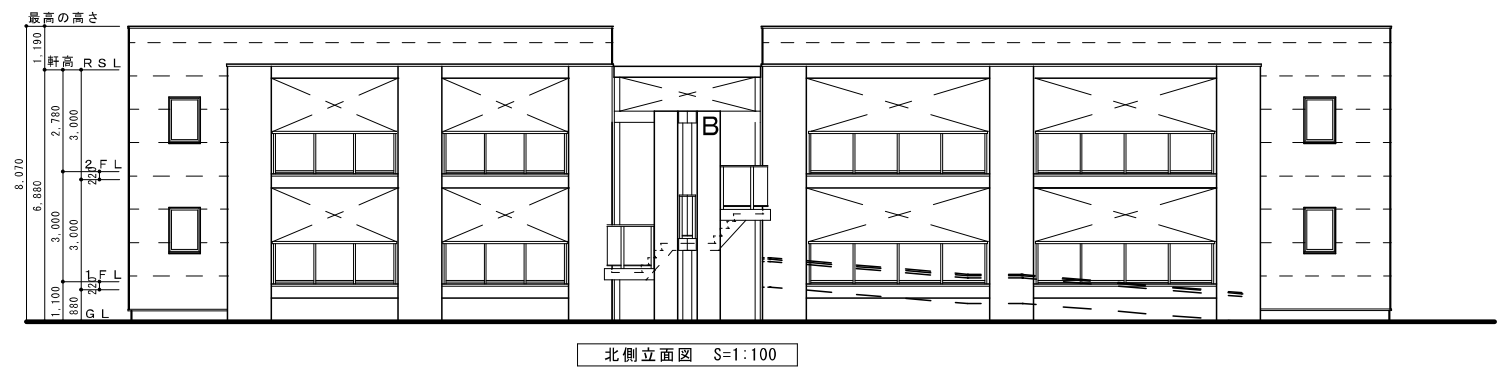


南側立面図 S=1:100



東側立面図 S=1:100

A 棟立面図



B 棟立面図

議案第 7 8 号

財産の取得について

次のとおり財産取得契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

契 約 の 目 的	仁位港湾都市再開発用地取得
所在及び地番	対馬市豊玉町仁位字ハロウ 2 0 8 9 番 2 6 外 2 筆
地 目	雑種地
地 積	7, 6 9 9 . 3 4 m ²
契 約 の 金 額	一金 5 5, 4 3 5, 2 4 8 円
契約の相手方	住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
	氏名 長崎県知事 大石 賢吾

※※※※※※※※※※
※議会提出参考資料※
※※※※※※※※※※

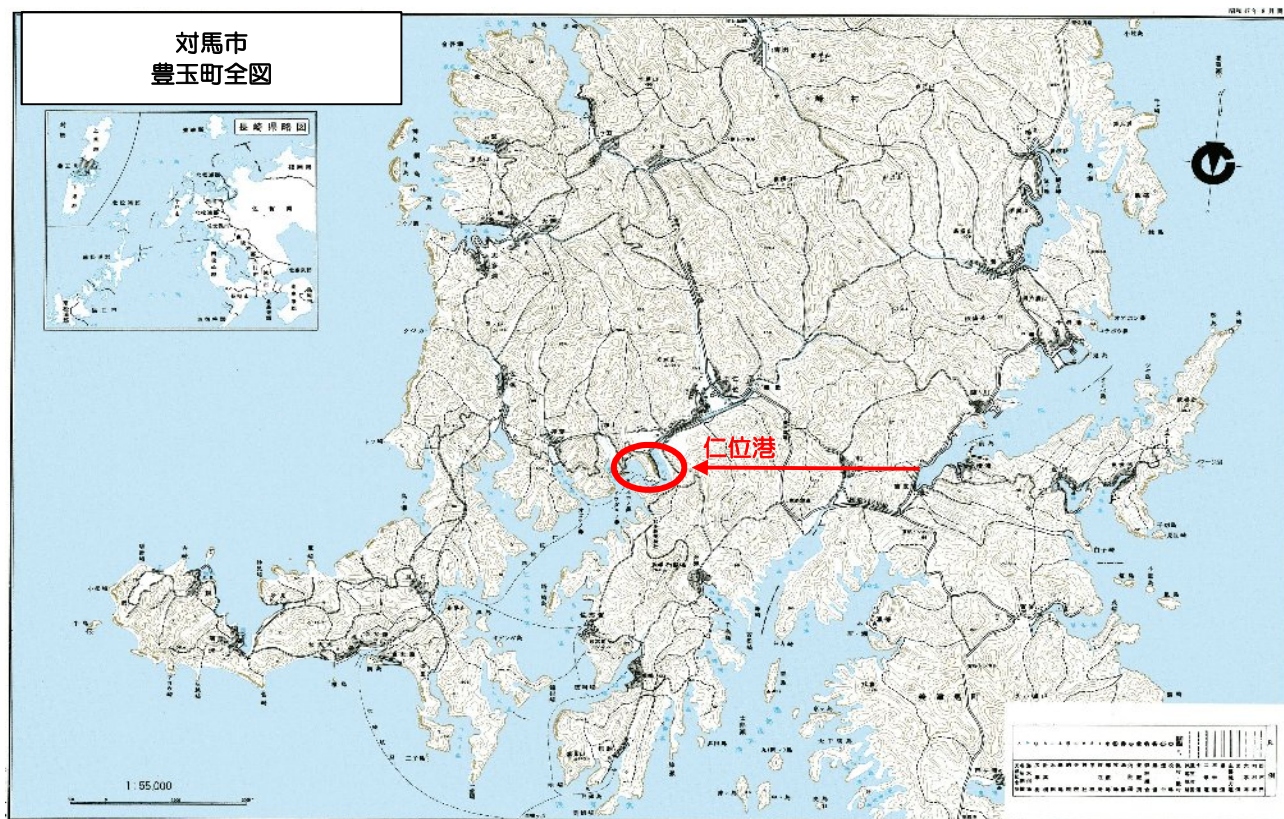
議案第 7 8 号 財産の取得について

契 約 目 的	仁位港湾都市再開発用地取得
契 約 予 定 額	一金 5 5, 4 3 5, 2 4 8 円
所在及び地番	対馬市豊玉町仁位字ハロウ 2 0 8 9 番 2 6 外 2 筆
取 得 面 積	7, 6 9 9. 3 4 m ²
契 約 相 手 方	住所 長崎市尾上町 3 番 1 号 氏名 長崎県知事 大石 賢吾
引 渡 期 限	令和 7 年 3 月 3 1 日まで

土 地 の 表 示

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)
長崎県対馬市豊玉町仁位字ハロウ 2089 番 26	雑種地	87.70
長崎県対馬市豊玉町仁位字ハロウ 2089 番 39	雑種地	1,885.41
長崎県対馬市豊玉町仁位字ハロウ 2091 番 18	雑種地	5,726.23

仁位港湾都市再開発用地位置図



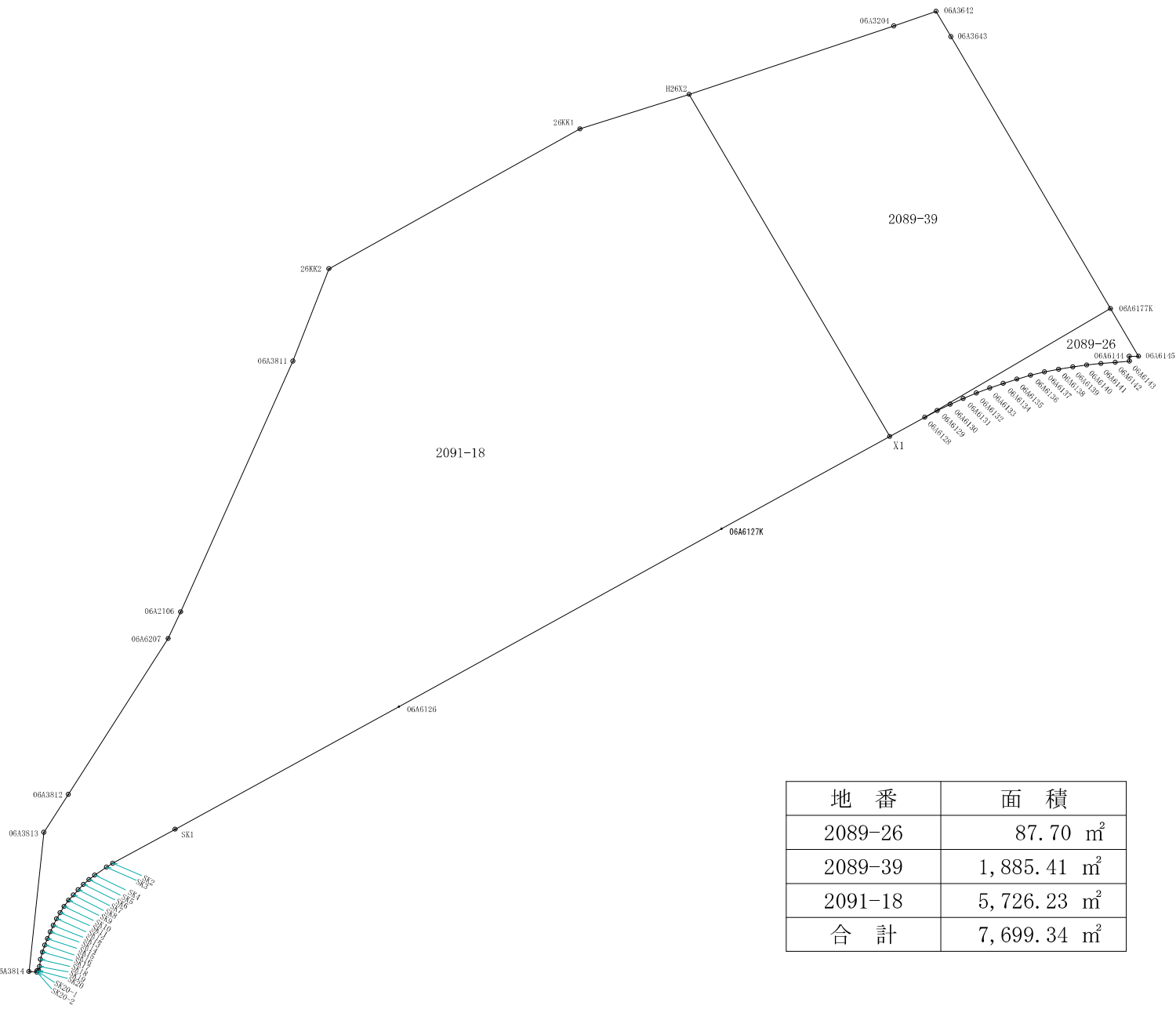
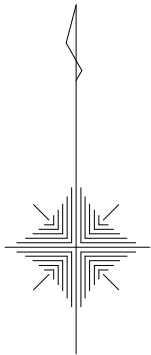
■
豊玉町仁位字ハロウ2089-39
(竣功平成4年10月12日、竣功認可平成27年3月6日)
H27.12.7 登記 1,885.41㎡

■
豊玉町仁位字ハロウ2089-26
(竣功平成4年3月31日、竣功認可平成4年8月19日)
H11.1.22 登記 87.70㎡

■
豊玉町仁位字ハロウ2091-18
(竣功平成9年3月11日、竣功認可平成26年12月26日)
H27.11.26 登記 5,726.23㎡

当該用地面積合計：7,699.34㎡

仁位港湾都市再開発用地 用地測量図 (S=1:800)



地 番	面 積
2089-26	87.70 m ²
2089-39	1,885.41 m ²
2091-18	5,726.23 m ²
合 計	7,699.34 m ²

拡大図1/100

